

准看護学科学則施行細則

(目 的)

第1条 長野看護専門学校学則（以下「学則」という）第32条の規定に基づき、准看護学科の学則を施行するために必要な事項を定める。

(科目及び時間数)

第2条 授業時間は、次のとおりとする。

月・火・木曜日

	時 間
3時限目	13:30～15:00
4時限目	15:15～16:45

水・金曜日

	時 間
1時限目	9:15～10:45
2時限目	11:00～12:30
3時限目	13:30～15:00
4時限目	15:15～16:45

- 2 臨地実習の開始時間及び終了時間は、実習施設の運営の都合上、実習施設の就業時間に準ずることがある。
- 3 授業時間は、1時限（90分）をもって2時間とする。
- 4 実習時間は、1時間を45分とする。

(臨時休業)

第3条 学則7条3項の規定による臨時休業は次のとおりとする。

- (1) 災害等の発生
- (2) 伝染病等の発生
- (3) その他学校長が必要と認めた時

(入学試験)

第4条 学則第16条に規定する入学試験は、別に定める入学試験実施規定による。

- 2 推薦入試については、別に定める推薦入学制（内規）による。

(遅刻、早退、欠課、欠席)

第5条 遅刻、早退、欠課、欠席は次のとおりとする。

- (1) 遅刻とは、授業開始時刻後に入室した場合をいう。
 - (2) 早退とは、授業終了時刻前に退室した場合をいう。
 - (3) 15分以上の遅刻・早退は1時限の欠課とする。
 - (4) 15分以内であっても、遅刻・早退が累積3回となった場合は1時限の欠課とする。
 - (5) 欠席とは、1日の授業に全く出席しない場合をいう。
- 2 忌引及び非常災害等による欠席は、欠席日数に加えない。
 - 3 忌引の日数は次のとおりとする。

死亡した者	忌引日数
父母、配偶者、子供	5日以内
祖父母、兄弟姉妹	3日以内

*日数は、土曜日、日曜日、祝祭日を含む。

(欠席等の届出)

第6条 やむを得ず遅刻、早退及び欠席をする場合は、事前に届出(様式12)なければならない。

- 2 突発的な事情により遅刻、早退及び欠席する場合は、速やかに学校や実習施設に連絡し、届出なければならない。
- 3 列車事故等による遅延時は証明書を添付しなければならない。
- 4 傷病その他の理由により、7日以上欠席する場合は、診断書を添付しなければならない。
- 5 忌引による欠席の場合は、忌引届(様式13)に「会葬の御礼」等の証明するものを添付しなければならない。
- 6 就職試験、進学のための入学試験による欠席の場合は、事前に公認欠席届(様式14)を届出なければならない。

(科目履修認定)

第7条 学則第8条別表3の科目毎の規定時間の3分の2以上を出席し、その科目試験、臨地実習に合格した者にその科目の履修を認定する。

- 2 指定時間の3分の1を超えて欠席し、欠席の理由が以下に該当し、教務会議においてその理由を認めた場合には、評価を受ける資格を有する。ただし、補習講義が必要となる。
 - (1) 病気又は負傷(受診等を確認できるもの)
 - (2) 不慮の事故又は災害(確認できる書類)
 - (3) 交通機関による遅延(交通機関の遅延証明書)
 - (4) その他学校長が止むを得ないと認めた場合
- 3 補習講義を受ける者は、指定日までに補習講義願(様式15)に補習講義料を添えて届出なければならない。
- 4 未修得科目がある場合は、次年度の当該学年の科目を再履修し、評価を受けることができる。

(試験)

第8条 試験には、科目試験、追試験、再試験がある。

- 2 試験は、学則第8条別表3に定める科目毎に行う。
- 3 試験の方法は、次のとおりとする。
 - (1) 試験の方法は、筆記、口頭試問、レポート、実技とする。
 - (2) 試験時間は、原則として50分とする。

(科目試験)

第9条 科目試験は、科目の終了時に実施する。

- 2 科目試験の評価は、1科目100点とし、60点以上を合格とする。
- 3 同一科目を複数の講師が分担して試験を行う場合は、実施時間の割合から配点を決定し、評価は総合して行う。
- 4 評価基準は以下のとおりとする。

S	90～100点
A	80～90点未満
B	70～80点未満
C	60～70点未満
D	60点未満

(追試験)

第10条 第7条第2項の理由により科目試験を受けることができなかつた場合は、追試験を受けることができる。

- 2 追試験については、以下のとおりとする。
 - (1) 追試験を受ける者は、指定日までに追試験願(様式17)を届出なければならない。
 - (2) 追試験の評価は、得点の1割減とし、60点以上を合格とする。

(3) 追試験の結果、合格点に満たない者は、再試験を受けることができる。

(再試験)

第11条 科目試験及び追試験の結果、不合格の者は、再試験を受けることができる。

2 再試験については次のとおりとする。

(1) 再試験を受ける者は、指定日までに再試験願（様式18）に再試験料を添えて届出なければならない。

(2) 再試験は1回とする。

(3) 再試験は60点以上であれば合格とし、評価は一律60点とする。

(臨地実習評価)

第12条 臨地実習（以下「実習」という）の評価は、学則8条別表3に定める科目毎に行う。

2 基礎看護実習を合格している者が成人・老年看護実習、母子看護実習、精神看護実習を受けることができる。

3 実習成績の評価は、実習指導者及び担当する専任教員が評価し、最終的な評価は専任教員が行う。評価基準は以下のとおりとする。評価は、C以上を合格とする。

S	90～100点
A	80～90点未満
B	70～80点未満
C	60～70点未満
D	60点未満

(補習実習)

第13条 第7条第2項に該当する理由により、規定時間の3分の1以上欠席した場合は、教務会議の議を経て補習実習を受けることができる。

2 第7条第2項に該当しない理由により欠席した場合は補習実習を受けなければならない。

(1) 補習実習を受ける者は、指定日までに補習実習願（様式19）に補習実習料を添えて届出なければならない。

(2) 評価はC以上を合格とする。

(3) 補習実習の結果、不合格となった場合は、再実習を受けることができる。

(再実習)

第14条 臨地実習の結果、不合格となった者は再実習を受けることができる。

(1) 再実習を受ける者は、指定日までに再実習願（様式20）に再実習料を添えて届出なければならない。

(2) 再実習は、当該実習について1回を限度とする。

(3) 再実習で不合格となった場合は、次年度以降に再履修とする。

(4) 評価はC以上を合格とする。ただし、C以上であっても評価は一律Cとする。

(雑 則)

第15条 この細則の改廃は、学校運営会議の議を経て決定する。

(附 則)

この施行細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成22年4月1日 一部改正

3 平成23年4月1日 一部改正

4 平成25年4月1日 一部改正

5 令和4年4月1日 一部改正

6 令和5年4月1日 一部改正